

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年2月16日（平成30年（行情）諮問第107号）及び同年4月13日（同第189号）

答申日：平成30年6月13日（平成30年度（行情）答申第120号及び同第126号）

事件名：特定課が保有する「精神障害者の配慮（文部科学省の職員である者）」等の不開示決定（不存在）に関する件
「障害者の定義 判定基準（障害者雇用に関するもの）」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「精神障害者の配慮（文部科学省の職員である者）」、「障害の定義（平成29年6月5日 文部科学省による行政説明資料P1）」、「精神障害児の教育的ニーズの内容がわかる文書（文部科学省による行政説明資料P1 特定職員が作成したもの）」、「特別支援教育の対象となる精神障害児の教育的ニーズがわかる文書」及び「特定課 障害者の定義 判断基準（障害者雇用に関するもの）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年12月25日付け29受文科人第314号及び平成30年1月22日付け29受文科人第313号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（平成30年（行情）諮問第107号）

（1）本件開示請求に係る対象文書について

特定課は、文部科学省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事

並びに教養及び訓練に関すること等を所掌するという立場から、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

本件開示請求については、開示請求者に大臣官房総務課情報公開担当が確認したところ、特定課に対する請求とのことであった。

特定課としては、可能な限り、請求の趣旨に沿った形で、提供できる資料は提供したいと考え、相当な期間を定めて補正を依頼したものの、回答を頂けなかったため、行政文書が存在しないことによる不開示決定をしたところ、審査請求人から、不開示決定の取り消しを求める旨の審査請求がされたところである。

なお、審査請求を受けて改めて課内の執務室、書庫等を探索したが、該当する文書は確認できなかった。

(2) 不開示決定の妥当性について

本審査請求に係る開示請求について、特定課では、上述のとおり行政文書が存在しない。

(3) 原処分に当たっての考え方

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

2 理由説明書2（平成30年（行情）諮問第189号）

(1) 審査請求に係る行政文書等について

行政文書開示請求書には「特定課 ①障害者の定義 判断基準（障害者雇用に関するもの）」との記載があり、大臣官房総務課情報公開担当も、審査請求人は特定課が作成・保有している行政文書の開示を請求していることを審査請求人に確認した。

しかしながら、特定課においては当該行政文書を作成・保有していないため、本件請求文書に該当する行政文書を作成・保有していないことと当該行政文書に関する情報を文書で情報提供した上で、行政文書が存在しないことによる不開示決定としたところ、審査請求人から、不開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたものである。

(2) 不開示決定の妥当性について

特定課では、上述のとおり当該行政文書を作成・保有していないため、該当する文書が存在しない。

念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

(3) 原処分に当たっての考え方

以上のことから、該当する行政文書が存在しないため、不開示とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は根拠がなく失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月16日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第107号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年4月13日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第189号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同年5月21日 審議（平成30年（行情）諮問第107号及び同第189号）
- ⑥ 同年6月11日 平成30年（行情）諮問第107号及び同第189号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件各開示請求は、本件対象文書の開示を特定課に対して求めるものであるところ、特定課において、当該請求に関連すると考えられる文書の検索を行政文書ファイル管理簿にて行うとともに、特定課の執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

イ また、諮問に際して、改めて、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる文書を検索するとともに、特定課の執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

なお、審査請求人が摘示する特定課においては、文部科学省の職員

である精神障害者の配慮についての文書，精神障害児に係る教育的ニーズに係る文書及び障害の定義（障害者雇用に関するものを含む。）を定めておくべき法令上の義務や慣例等はない。

（２）本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明に特段不自然・不合理な点はなく，また，これを覆すに足る事情も認められないことから，文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした各決定については，文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司